大阪府

お知らせ

個人事業税（第2期分）の納期限は 11月30日（月）です。



大阪府広報担当副知事もずやん

第2期分の納付書は、**第１期分**の納税通知書に同封しています。
納付書を破損・紛失した場合は、担当の府税事務所までお問い合わせください。
年間の税額が1万円以下の場合は、第1期分に全額ご納付いただくことになっています。
個人事業税は、納期限の日にご指定口座から自動引き落としされる**口座振替**を利用できます。（お申込みから概ね３ケ月後の納付分から口座振替が開始されます。）
また、**「地方税統一 QR コード（eL-QR）」**に対応した**金融機関**や**スマートフォン決済アプリ**で納付できる他、**「eL お支払サイト」**を利用し、**クレジットカード納付、ペイジー納付（ATM、インターネットバンキング）**ができます。
この他、府税の収納を取り扱う金融機関の他、コンビニエンスストア等で納付することができます。
・各府税事務所内の指定金融機関窓口は廃止されました。

※納税が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、お早めに府税事務所へご相談ください。

※納付方法等の詳細については、
大阪府ホームページ『府税あらかると』をご確認ください。

府税あらかると　検索